

## 駒澤大学 オープンアクセスポリシー実施要項

令和6年12月4日制定  
教学運営会議承認

本要項は、駒澤大学（以下「本学」という。）が、「駒澤大学 オープンアクセスポリシー」（以下、「本ポリシー」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

### （趣旨）

1 駒澤大学（以下「本学」という。）は、本学において得られた研究成果を学内外問わず広く公開することにより学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元し社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを定める。

### （1）オープンアクセスとは

学術情報がインターネット上で無料公開され、だれでも自由に利用できる状態をいう。

### （2）オープンアクセスの実現手段

#### ①グリーン・オープンアクセス（セルフアーカイブ）

機関リポジトリ等により無料公開する方法。著者の費用負担は伴わない。

#### ②ゴールド・オープンアクセス（オープンアクセス出版）

APC（Article Processing Charge, 論文掲載料）を著者側が負担し、出版社のサイト等で無料公開する方法。

### （3）オープンアクセスのメリット

【著者のメリット】研究成果をオープンアクセスにすることによって、世界中の誰もが無料で閲覧できるようになるため、研究成果の可視性が高まり、被引用回数等のインパクトの増加につながる。

【研究機関のメリット】オープンアクセス推進で、世界の学術研究活動に大きく貢献することができるため、オープンアクセスポリシーの制定・公表により、研究機関としての姿勢を強く打ち出すことにつながる。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍するまたは過去に在籍したことのある教職員（以下「教職員」という。）による研究成果を駒澤大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって可能な限り広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

(1) 「教職員」の範囲

- ①本学専任教職員
- ②本学専任退職教職員

本学に在籍する教職員が退職等により本学に在籍しなくなった場合も、在籍時にリポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開される。

(2) 「研究成果」の範囲

本学の紀要・論集等に掲載された論文は無条件に対象となる。その他に、教職員が著作権、その他登録・公開にかかる必要な許諾を得たうえで支障のないことが確認できた研究成果は対象となる。

(3) 著作権

本学が著作権を有しない研究成果の著作権は、リポジトリへの登録・公開によって本学へ移転することはなく、著作権者が保持し続ける。ただし、著作権者は、本学に対し、その研究成果をリポジトリへ登録するにあたり必要な限度でその著作権の利用を許諾したものとする。

(適用の例外)

3 研究成果の公開において、著作権その他の理由により適切ではないと判断される場合は、当該研究成果を公開しない。

公開が不適切な場合の例

- ・ 出版社の許諾が得られない場合
- ・ 共著者の許諾が得られない場合
- ・ 最終版と異なる版の公開を差し控えたい場合

なお、教職員からの申出有無にかかわらず、公開が適切ではないと本学が判断し、当該研究成果を公開しないケースとしては、以下のような場合がある。

- ・ 個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不

適切な場合

- ・捏造、改ざん、盗用、剽窃など、研究活動における不正行為があった場合
- ・その他、本学図書館長が公開を不適切と判断した場合

(適用の不遡及)

4 本ポリシーは、本ポリシー施行後に公表された研究成果に適用する。なお、本ポリシー施行前に公表された研究成果についても公開を推奨する。

本ポリシーは、施行日以降に公表された研究成果に適用される。ただし、過去の研究成果に対してもリポジトリ登録を推奨する。

(リポジトリへの登録)

5 教職員は、研究成果について、可能な限りすみやかにリポジトリ登録が許諾される適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録・公開等に関する事項は、別に定める駒澤大学学術機関リポジトリ取扱要領に基づき取り扱う。

リポジトリへの登録は、駒澤大学学術機関リポジトリ取扱要領に基づき登録を行う。

(その他)

6 本ポリシーに定めるもののほか、本学のオープンアクセスに関して必要な事項は、関係者間で協議のうえ定める。

(1)本ポリシー及び本要項に定めのない事項については、必要に応じて学内関連部署等の関係者間で協議して決定する。

(2)本ポリシーの改廃は、図書館運営分科会にて意見聴取のうえ、関連する委員会の議を経て、教学運営会議にて審議し決定する。

(3)本要項の改廃は図書館運営分科会にて審議し決定する。

附 則 本要項は令和7年1月1日から施行する。